

『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課 TEL 72-7316

6 月は環境月間です！環境について考えてみよう

「環境基本法」では、広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるために 6 月 5 日を「環境の日」として定めています。また、6 月を「環境月間」としています。

日々の生活の中で常に環境を意識することは難しいかもしれませんが、環境月間をきっかけに無理なく続けられる身近なエコ活動を始めてみませんか。

「もったいない」の気持ちを大事に

昨年、農林水産省より発表された推計値では、令和 5 年度の日本の食品ロス(食べられるのに廃棄された食品)が、約 464 万トンでした。みなさんの努力のおかげで年々、食品の廃棄量は減少していますが、それでも毎日一人当たりおにぎり 1 個分の食品ロスを生み出しています。

町では、愛南町社会福祉協議会が取り組む「フードドライブ」活動に協力しており、ご家庭で余っている食品を支援が必要な方や団体に届けています。

【回収場所】役場本庁・御荘支所

【対象の食品】以下の 5 点を満たすもの

- ① 未開封のもの（包装が破損していない）
- ② 賞味期限が明記され、期限が 1 か月以上あるもの
- ③ 常温保存可能なもの
- ④ 製造者または販売者表示のあるもの
- ⑤ 成分またはアレルギー表示のあるもの



廃棄する油で持続可能な未来の燃料づくり

町では、家庭で使用された『植物性廃食用油』の回収事業を行っています。回収した廃食用油は、事業者によりバイオディーゼル燃料や餌料に精製されます。

【廃食用油の出し方】

- ① 天ぷら油は網やクッキングペーパー等を使ってこし、天かすなど不純物をできるだけ取り除いてください。
- ② よく洗って乾かしたペットボトルや油が入っていたボトルに、ロートを使って油を入れてください。
- ③ 容器のキャップをしっかりと閉めてください。賞味期限切れ未開封の油はそのまま持参してください。

※植物性の廃食用油で液状のものに限ります。

【持ち込み先】

役場本庁、各支所、各公民館に設置している回収ボックスをお願いします。詳しくは、環境衛生課までお問い合わせください。



裏面にも関連記事を掲載していますのでチェック⇒

毎日出る生ごみだからこそ、エコ活で環境にやさしい生活を

◇水分カットで減量！

生ごみは 80%が水分で、工夫することによって減量することができます。水切りネットや水切り器で生ごみに触れずに水切りができます。新聞紙の上に広げて乾燥させることでも生ごみの量を減らせます。

◇食べられる量だけ作る・買う！

作りすぎや買いすぎると、生ごみの量が増えてしまいます。食品ロスを減らすため、買い物や調理の量を見直してみましょう。



コンポスト等を活用して、さらに生ごみを減量！

環境衛生課では、『環境保全推進事業』として、コンポスト等の環境保全の製品を購入する方に対して補助金を交付しています。是非ご利用ください。

① 生ごみ処理機

- コンポスト:1基当たり上限 3,000 円

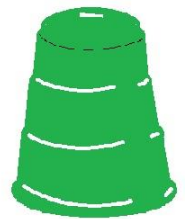
※過去に補助を受けた場合には 3 年以上経過していること

- 電気式生ごみ処理機:1基当たり上限 20,000 円

※過去に補助を受けた場合には 5 年以上経過していること

② 水質保全関連製品(わかしお・えひめ AI-2・EM 菌関連商品)

※1世帯 1 年度内に上限 10,000 円、補助率 1/2、対象商品を 2,000 円以上購入が条件



【申請方法】

申請書に以下の書類を添付して提出してください。

- ① 生ごみ処理機の場合:購入する生ごみ処理機・コンポストの見積書(購入前申請)

- ② 水質保全関連商品の場合:購入した補助対象製品の領収書(購入後申請)

申請書受理後、補助金の交付の適否を決定してお知らせします。

狂犬病予防注射の接種はお済みですか？

毎年 4 月から 6 月は狂犬病予防注射月間となっています。狂犬病予防法では、犬の登録・狂犬病予防注射の実施を義務付けており、怠った場合は 20 万円以下の罰金の対象となります。できる限り 6 月中にかかりつけの動物病院などで、狂犬病予防注射をお願いします。なお、予防接種のご案内をお送りした際、犬が死亡している、登録がされていない犬がいるなどのお問い合わせをいただくことがあります。該当される場合は、下記の手続きをお願いします。

○犬の登録

生後 91 日以上の子犬は、自治体への登録が義務付けられています。環境衛生課または各支所にて「犬の登録申請書」を記入して提出してください。その際に鑑札発行手数料(3,000 円)が必要となります。

※マイクロチップを装着している場合は役場での登録手続きは不要ですが、ご自身でマイクロチップ登録サイト(<https://reg.mc.env.go.jp/>)から登録を行ってください。なお、飼い始めた日から 30 日以内に、マイクロチップ情報の登録手続きが必要です。

○犬の登録内容の変更

犬が死んだときや、飼い主や住所が変わったときは届出をしてください。町外へ住所が変わったときは新しい市区町村へ届出をしてください。